# 母子父子寡婦福祉資金のご案内

~連帯保証人になることを検討されている方へ~

#### 1 母子父子寡婦福祉資金とは

- ひとり親家庭の経済的自立や子どもの福祉の増進を目的に**相模原市**が実施する貸付制度です。
- 資金は貸付を受けた方からの返済金で成り立っています。

#### 2 資金を利用できる方(下記のすべての項目に該当していることが必要です)

- (1) 65歳未満で、市内に居住していること
- (2) ひとり親家庭又はそれに準ずる家庭であること
- (3) 返済の意思および能力があること
- (4) 各資金の諸条件を満たしていること
- ※ご家庭の状況によっては利用できない場合があります。

#### 3 連帯保証人の要件(下記のすべての項目に該当していることが必要です)

- (1) 65 歳未満で、市内に1年以上居住していること(3親等内の親族は市外居住も可 ※海外不可)
- (2) 定職に就き、一定以上の収入のある生計の主体者であること(非課税、被扶養者は不可)
- (3) 返済の意思および貸付金の返済に応じる資力があること
- (4) 原則、負債がないこと(住宅ローン等の担保資産がある場合を除く)
- (5) 過去に債務整理を行っていないこと、また、今後も行う予定がないこと
- (6) 借受者と同一世帯に居住していないこと、生計が同一でないこと
  - ※60歳以上の場合は、次のいずれかを満たしていることが望ましいです。 (複数の貸付金の連帯保証人となる場合は、合計額でお考えください。)
  - 総貸付額の10%を一時に償還できる資産(預金)を有していること
  - ② |回あたりの返済額が、月収の|0%以下であること
  - ③ | 回あたりの返済額が、老齢年金受給時の月収見込額の | 0%以下であること

### 4 連帯保証人の役割

- (1)連帯保証人には、借受者または連帯債務者と**同等の返済義務**があります。通常は借受者または連帯債務者が貸付金の返済を行いますが、何らかの理由で貸付金を返済できなくなった場合には、代わりにその全額を返済していただきます。
- (2) 保証債務の範囲は違約金(納付期限を過ぎた期間について年3%)を含みます。

- (3)資金の種類によって、貸付けから返済終了まで10~20年ほどかかる場合があります。全ての期間において債務を保証していただくこととなり、返済終了までその義務を外れることはできません。なお、滞納額がない場合に限り、連帯保証人の変更手続きは可能です。
- (4) 万が一、連帯保証人が亡くなった時には、債務も相続の対象となります。

## 5 申請にあたって

- (1)貸付申請書と借用証書にご自身でご記入いただき、実印を押印していただきます。
- (2)申請時の添付書類として印鑑登録証明書(申請日から3か月以内発行のもの)をご提出ください。 ご状況によって、所得証明書等の書類が必要な場合があります。
- (3) 面接もしくは電話で、債務を保証することについての意思確認をさせていただきます。

## 6 貸付けから返済終了までの流れ

償還(返済) 償還(返済) 償還(返済) 貸付期間中 申請後 終了 開始2か月前 期間中 審査終了後、貸付 ・期間や金額が変更 ・償還(返済)開始の ・償還(返済)方法等 ・償還(返済)終了の 決定通知が届きま になった場合、お知 お知らせが届きま お知らせが届きま が変更になった場 す。 らせが届きます。 合、お知らせが届き

- ・借受者や連帯債務者から期限までに納入がない場合は、連帯保証人にも、電話や文書等でお知らせします。その後、継続して納入がない場合は、連帯保証人に請求します。
- ・著しく返済を怠っている場合は、借受者・連帯債務者・連帯保証人を対象に、支払命令等の法的措置をとることがあります。

#### 7 お問い合わせ窓口

お住まいの区の『こども家庭相談員』へ ※来所の際は事前に電話で**予約**をお取りください。 受付時間 月~金(土·日·祝日はお休み) 午前9:00~午後5:00

○緑子育て支援センター TEL 042-775-8815

〒252-0143 相模原市緑区西橋本5-3-21(緑区合同庁舎3階)

※津久井保健センターでも相談をお受けします(火曜日のみ)。

希望される方は、事前に緑子育て支援センターまでお問い合わせください。

- ○中央子育で支援センター TEL 042-769-9221
  - 〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1(ウェルネスさがみはら1階)
- ○南子育て支援センター TEL 042-701-7700

〒252-0303 相模原市南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)